

- 審査請求日：平成28年5月26日
- 諮問日：平成28年8月8日
- 答申日：平成28年8月29日
- 事件名：平成28年度固定資産税賦課決定処分に係る審査請求

結論

審査請求を棄却するのが適切である。

審査請求人の主張

(1点目)

- ①平成22年に自宅前道路（私道）が崩落したことにより、危険で住むことが出来ない状況であった。
- ②崩落箇所の修復にあたり、管理会社等を相手に調停を申し立てたことにより弁護士費用等20万円の費用負担が生じた。

以上が、固定資産税の減免を規定した小野市税条例第71条第1項第5号の「その他特別の事情があるもの」に該当するため、家屋に係る平成28年度分の固定資産税額の見直しを求めるというもの。

(2点目)

今後家屋周辺が崩落するなど危険な状況になった場合は、修復に向けて市から管理会社への指導及び協力を求めるというもの。

審査会の判断理由

○平成28年度分の固定資産税の賦課決定処分について

- ⇒法令に照らし適正に課税されている。
- ⇒評価額及び課税標準の妥当性に関しては、固定資産評価審査委員会において審査すべきものである。

○平成28年度分の固定資産税の減免について

- ⇒審査請求人からは固定資産税の減免の申請は提出されていない。
- ⇒条例に規定する「その他特別の事情があるもの」の内容については別途、風水害等の天災による被害者に対する市税の減免に関する条例及び小野市市県民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免取扱規程を定めており、いずれも家屋そのものに損傷を受けた場合が想定されていることから、単に崩落の危険性があることや、修復に向け弁護士費用等が発生したということは減免の理由に該当しない。

○今後崩落があった場合、修復に向け管理会社等へ指導及び協力を求めることについて

- ⇒処分に基かない主張であり、審査請求の対象にできない。

審査会開催の経過

平成28年8月24日（水）	第1回行政不服審査会
---------------	------------